

第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等 実施方針に関する意見及び意見に対する県からの回答（2回目）

令和6年9月27日

番号	内容	頁	項		意見の詳細	回答
15	着陸料等及び航空保安施設の使用料金	23	I	2	(6)-ア 現状の着陸料についてはエアラインに対して県にて補助を行っていると認識しておりますが、当該補助については第2期事業中も継続して行われる理解でよろしかったでしょうか。また、路線が拡大した場合にも、同水準の補助を適用いただけますでしょうか。	実施方針Ⅲ-1.-(2)に記載のとおり、第2期事業においても県は、現在、県が空港利用促進のために行っている航空運送事業者等に対する支援策について、県として運営権者が行う空港利用促進に協力する観点から、運営権者と県との役割分担、県の支援策を整理のうえ、各年度の予算の範囲内で実施する予定です。現時点では、具体的な支援内容について決まっていることはありませんが、現在県が行っている補助の取り扱いが今後変更となることのみを原因として第2期事業の運営権者が損失を被ることがないように対応する想定です。 なお、現在県では、新たに運航を開始した路線、これまでの最大の運航回数を超えて運航回数が増加した路線及び羽田発着枠政策コンテスト対象路線に対し、着陸料を1/4に減免しています。また、令和2年8月から令和6年3月までの期間においては、コロナ禍の影響を受けるエアラインに対する追加支援を目的として県から鳥取空港ビル(株)に対して定期便の着陸料及び停留料の更なる減免（前述のとおりエアラインの負担は1/4（25%）であったところ、これを更に45%減免し、その結果として全体で86.25%減免）を依頼したとともに、この要請に伴って鳥取空港ビル(株)が被る損失を全額補填するために県は運営交付金の追加交付による支援を行いました。
16	グリーンエネルギー利用促進等支援費	27	I	2	(7)-イ(ウ) グリーン電力支援費について、支援率を4割と策定された根拠について、募集要項等の公表時に開示いただけますでしょうか。	本事業に係る公募手続きにおいて、守秘義務の遵守について誓約した者に対して情報開示する予定です。 なお、グリーン電力支援費に対する支援率は、グリーン電力支援費が事業用太陽光発電コスト（資源エネルギー庁資料に掲載された試算値）をほぼ賄える程度の水準となるよう考慮のうえ設定しました。

番号	内容	頁	項			意見の詳細	回答
17	アップサイドシェア	28	I	2	(7)- イ- (工)	<p>アップサイドシェアの還元手法については、次年度又は次年度を含む2年度以内の運営交付金（定額交付分）から減額する方法によるものとする、とありますが、「基金を設置し還元額相当分を積み立てて、鳥取空港の賑わい創出などへの活用に限って当該基金からの支出が可能となる」ような仕組みをご検討いただけますでしょうか。</p>	<p>「基金を設置」する主体として県を念頭に置かれたうえでのご意見と理解しました。その前提で回答します。</p> <p>ご意見にあるような基金を県が設置する想定はありません。</p> <p>本事業においては、実施方針 I -2.- (7)イ(工)に記載のとおり、「着陸料等」の実績収益が、運営権者の作成した「単年度計画」における計画収益の110%を超える場合をアップサイドシェアの発動条件としています。県に還元いただく収益の対象は「着陸料等」のみであり、かつ、実績と比較する計画収益は、各事業年度開始日の30日前までに県に提出いただく相対的に精度の高い「単年度計画」での計画値であることから、アップサイドシェアとして県に還元いただく金額・機会は、ともに極めて限定的になるものと考えています。</p> <p>そのため、ご意見にあるような基金の設置まで行うことは想定していません。</p> <p>県としては、実施方針 I -2.- (5)イに記載の県が実施する業務、及び運営権者への運営交付金の交付等を通じて、本事業の目的に適合する財政面等での対応を行います。</p>